

鳥取縣公報

告示

昭和二十四年九月六日 火曜日
第二千四百四十三号

本書ノ大キサハ國定規格A5判

◇鳥取縣告示第四百八十三号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年九月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 東伯郡倉吉町大字東仲町二六〇八 小坂 元春

一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字東仲町二六〇八

一、同 用途 店舗

一、同 構造 木造 葺 平家建 一棟

一、同 規模 建築面積 六、四平方米

突出する部分 同

一、建築主の住所氏名 東伯郡倉吉町大字河原町一七七二 東地 武義

一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字福吉町一丁目一 一二八

一、同 用途 住宅

一、同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟

一、同 規模 建築面積 八九、三平方米

突出する部分 三三、七平方米

一、許可條件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とする
こと。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に
無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届
出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條
項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

より幹旋員候補者を左のように委嘱並に解嘱した。
昭和二十四年九月六日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第四百八十四号

鳥取縣地方労働委員會は労働關係調整法第十條の規定に

委 嘱

昭和二十四年七月十八日附

氏 名	年令	住 所	職 業	経 歴
宇田 俊夫	三九	鳥取市鑄物師町	鳥取電機工員	
鈴木 徹直	三一	同立川町一丁目	日経連主事	日立製作所員
中谷 周藏	四九	同東品治町	鳥取工業会社々長	三和銀行課長
岩垣新一郎	五五	同東町	一ノ宮工業会社会長	警視
森岡 清	三四	同富安	共榮産業専務	
小野 俊郎	四一	同寺町	放送局総務課長	
大久保毅一	二八	同葦片原町	日農縣連事務局長	鳥取市農林課長
裏坂 憲一	三一	八頭郡船岡村	自治労働書記長	中部労働会長
長谷川 蒔	四七	東伯郡旭村今泉	中国配電倉吉營業所技手	倉吉商工会議所会頭
足立 誠	四七	倉吉町福吉町	郡是製糸工場長	
齊休 鏡三	六一	同魚町	商業	

氏 名	年令	住 所	職 業	経 歴
小谷 善高	四二	東伯郡西郷村字山根	村長	
三好 久義	三九	同赤碕町	町長	
畑 和夫	三四	米子市西福原	米子電話課事務官	全遞縣地区執行委員長
高橋要三郎	五五	同久米町	米子製鋼事務員	労働委員
油木 巖	三七	同西市	弁護士	米子医大講師
坂口 幹	四二	同	カギサ食糧品工業所長	坂口合名会社常務理事
三好 泰三	四一	日野郡日野村	舟場日野畜産協同組合副会長	縣教育委員

昭和二十四年七月十八日附

解 嘱

氏 名	年令	住 所	職 業	経 歴
田中 秀次	五二	鳥取市西町九三	弁護士	
徳永 長	五〇	八頭郡用ヶ瀬町	鳥取東高校校長	
青戸 辰午	五三	米子市加茂町	弁護士	
織田 正三	三六	同東倉吉町七〇	山日新聞編集局課長	新聞記者
大島 廣正	五四	東伯郡上北條村	上北條村長	農業会技師
清水 臨藏	五三	鳥取市東品治町二四	阪鳥製水会社々長	
山榊 儀保	五八	東伯郡倉吉町	倉吉織維工業所長	
加藤 章	四八	米子市明治町	米子自動車会社々長	米子商工会議所常議員
足立 益二	四四	鳥取市東品治町	鳥取貨物自動車社長	市會議員

00036

- 長谷川利隆 五五 米子市道笑町一ノ三 長谷川商会社長 市會議員
 - 山本 正一 四六 氣高郡鹿野町一六〇九 鳥取貨物自動車労働組合 町會議員
 - 塚田小太郎 三一 鳥取市豆腐町 日本海支部委員長(全新旁) 記者 東部労働副会長
 - 権田喜一郎 三九 米子市皆生 全日本造船山陰支部委員長 西部労働協会長
 - 松田 勝三 四三 岡加茂町一丁目 米子市役所従組委員長
 - 関根 松夫 四二 同錦町一丁目 巴工業取締役社長
 - 足鹿 覚 四六 同灘町三丁目 國會議員
- 市會議員、縣會議員、農業会々長

◇鳥取縣告示第四百八十五号

昭和二十二年十二月法律第二百三十三号食品衛生法第二十五條の規定による鳥取縣食品衛生調査会規程を次のように定め公布の日から施行する。

昭和二十四年九月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣食品衛生調査会規程

第一條 鳥取縣食品衛生調査会(以下調査会という)は知事の諮問に応じ、食品衛生及び食品衛生に關する行政に關し調査審議する。

第二條 調査会の事務所を鳥取縣衛生部に置く。

第三條 調査会は委員二十人を以て組織する。特別の事項を調査審議するため必要があるときは、調査会に臨時委員を置くことができる。

第四條 調査会の委員及び臨時委員は、關係行政の官吏又は吏員、食品添加物器具又は容器包装に關する事業に従事する者及び学識経験のある者の中から、知事がこれを命じ又は委嘱する。

第五條 調査会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は会務を総理する。

00037

委員長に事故あるときは、委員長の推命する委員がその職務を代理する。

第六條 調査会の委員の任期は二年とする。但し委員が法令に違反し刑に処せられた場合、その他特別の事情があるときは、任期中であってもこれを解任することができる。

前項の但書の規定により解任した場合、あらたに命ぜられた委員の任期は前任者の残任期間とする。

第七條 調査会に幹事及び書記若干人を置き、知事がこれを命ずる。

幹事は委員長長の命を受けて庶務を整理し、書記は委員長及び幹事の指揮を受けて庶務に従事する。

第八條 調査会の招集は委員長が必要と認めるとき及び過半数の委員から要求があつたときに委員長がこれを行う。

第九條 調査会は委員の過半数の出席を以て成立し、議事は出席委員の過半数の賛否を以てこれを決する。但し可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第十條 この規定に定めるもの、外、調査会に關し必要な事項は委員長がこれを定める。

◇鳥取縣告示第四百八十六号

昭和二十四年度第二回毒物劇物営業事業管理入試験を次のように施行する。

昭和二十四年九月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

試験の種類科目、日時及び場所

筆記試験

試験科目

毒物及び劇物に關する法規

同 性質及び貯藏その他取扱方法

日時 昭和二十四年十月十二日(水)

午前九時三十分より約二時間

場所 鳥取市本町 鳥取縣立中央病院

実地試験

試験科目

毒物及び劇物の識別及びその取扱
日時場所は筆記試験施行後決定筆記試験合格者へ通知する。

志願者は昭和二十二年十二月三十一日鳥取縣規則第六十二号毒物劇物營業取締法施行細則を参照して昭和二十四年十月五日迄に願書に試験手数料百円を添えて直接衛生部藥務課宛提出すること。

◇鳥取縣告示第四百八十七号

農地調整法第四條第二項第三号の三反歩を基準とする面積を次のように定めた。

昭和二十四年九月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

一、三反歩

米里村、下私都村、豊実村、瑞穂村、大誠村、上郷村、大山村、阿毘縁村、山上村、多里村、福榮村、日光村、二二反歩

鳥取市旧市地区、同美保地区、同稻葉地区、同中ノ郷地区、同富桑地区、米子市米子地区、同車尾地区、同福生地区、同福米地区、同加茂地区、同住吉地区、倉田村、津ノ井村、面影村、宇倍野村、成器村、大茅村、蒲生村、岩井町、小田村、本庄村、東村、浦富町、大岩村、福部村、賀茂村、国中村、船岡村、大伊村、国英村、河原町、八上村、八頭郡西郷村、散岐村、大御門村、隼村、安部村、八東村、丹比村、若櫻町、池田村、上私都村、中私都村、大村、用瀬町、佐治村、八頭郡社村、智頭町智頭地区、同富沢地区、同土師地区、同那岐地区、神戸村、氣高郡大和村、美穂村、大正村、東郷村、明治村、松保村、千代水村、湖山村、吉岡村、大郷村、末恒村、寶木村、鹿野町、勝谷村、氣高郡逢坂村、小鷲河村、浜村町、青谷町、日置谷村、日置村、中郷村、勝部村、東伯郡西郷村、上井町、長瀬村、栗津村、橋津村、宇野村、泊村、舍人村、東郷松崎村、花見村、小鹿村、三徳村、三朝村、旭村、竹田村、倉吉町、小鴨村、上小鴨村、矢途村、

00039

00038

南谷村、山守村、北谷村、高城村、東伯郡社村、灘手村、下北條村、中北條村、上北條村、榮村、由良町、

八郷村
三一反歩

田後村、網代村、智頭町山形地区、山郷村、酒津村、境町、大篠津村、鳥取市賀露地区

◇鳥取縣告示第四百八十八号

昭和二十年十二月農林省令第三十一号蚕糸業法施行規則第四十條第一項、昭和二十三年七月鳥取縣規則第四十六号蚕糸業法施行手続第十條の規定による生繭売買許可証を次のように交付した。

昭和二十四年九月六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

番号 業種

住

所

氏名

種別 同上雇主住所氏名(名称)

交付年月日

第四六 生繭売買

八頭郡用瀬町用瀬百六拾五番地

奥田繁治

1

昭和二十四年九月一日

四七 同

西伯郡外江町二、八八一番地

浜田永治

1

同

四八 同

渡村渡一、一七三番地

渡辺シモ

1

同

◇鳥取縣告示第四百八十九号

鳥取縣家畜商登録條例第四條の規定により次の者に家畜商登録証明書を交付した。
昭和二十四年九月六日

鳥取縣知事 西尾愛治

登録番号	郡市	町村	大字	番	地	氏名	生年	月	日	主な取扱家畜
二九七	日野	溝口	六六八			山中 恒雄	明治三六	一二	二二	牛馬、緬羊、山羊
二九八	氣高	大和	同町農業協同組合長			近藤 傳一	同 三七	四	一	牛、豚、緬羊、山羊
二九九	同	日置谷	同村農業協同組合長			山本 政雄	大正三	三	一〇	牛
三〇〇	同	美穂	藏内			村口 義雄	明治三九	一〇	三一	同
三〇一	同	吉岡	下味野			林 孫一郎	同 一七	五	一三	同
三〇二	同	八頭	吉岡			森 重五郎	同 二七	三	一五	同
三〇三	同	国中	家奥			田中 茂夫	同 三四	六	二七	牛馬
三〇四	同	米子	米岡			西本とらの	同 三一	八	一六	牛
三〇五	同	同	道笑			中尾長一郎	大正 六	一一	一五	牛馬
三〇六	東伯	成美	出上			福本 富藏	明治三五	一	一五	同
三〇七	同	北谷	大河内			牧 豊市	同 一七	一一	一〇	同
三〇八	同	山守	今西			伊藤健太郎	同 三二	四	一二	同
三〇九	同	古布庄	法万			横山 章治	同 三七	八	一七	同

三一〇	同	社	和由	四二〇		浅井 義春	同 三八	五	二六	同
三一〇	同	安田	八幡	四七二		浜辺 芳藏	大正 三	九	八	同
三一一	同	三朝	山田	一二		漆原 確安	明治三四	三	二三	同
三一二	同	大宮	寶谷	三四九		白根 廣治	同 二二	一一	二	同
三一三	同	江尾	小江尾	六五五ノ五		上前徳三郎	同 四四	九	一七	同
三一四	同	八郷	久古	六二三		西賀慶次郎	同 三〇	四	一一	同
三一五	同	西伯	高麓	六二七		遠藤 壽雄	同 三七	一一	一六	同
三二七	同	庄内	古御堂	四〇六		鍋倉 岩雄	同 三六	四	二四	牛豚
三二八	同	同	富長	八〇四		橋本 鼎一	同 三五	一〇	二九	牛
三二九	同	日吉津	日吉津	三六七		高田 徳重	同 三一	一	一七	牛馬
三三〇	同	外江	同村農業協同組合長	三五四七		藪内 輝榮	大正 三	一	二〇	豚
三三一	同	名和	門前	八七		荒松 清	明治二七	三	一〇	牛馬、豚
三三二	同	岩美	蒲生	五三五		中村万壽雄	大正 二	一一	二五	牛
三三三	同	倉田	蒲生	二七五		大谷亀次郎	明治 九	四	二五	牛馬、緬羊、山羊、豚
三三四	同	大茅	雨滝	四一五		太田 義一	同 三〇	一〇	二八	牛
三三五	同	鳥取	藪片原	六三		中尾 金繁	大正 一一	一一	二三	同
三三六	同	同	同	六八		中尾 健治	明治三三	一〇	一三	同

